

日本ローン債権市場協会
Japan Syndication and Loan-trading Association
(略称 JSLA)
定款

制定 平成13年1月1日

改訂 平成13年 4月 3日
平成17年 3月 2日
平成19年 8月30日
平成23年 5月18日

定款目次

第1章 総則

- 第1条 (名称)
- 第2条 (目的)
- 第3条 (事業)
- 第4条 (事務所)

第2章 会員

- 第5条 (会員の資格)
 - 1. 正会員
 - 2. 準会員
 - 3. 賛助会員
 - 4. 名誉会員
- 第6条 (入会の方法)
- 第7条 (代表者および代理人)
- 第8条 (会費)
- 第9条 (脱退)
- 第10条 (定款等遵守義務)

第3章 役員および顧問

- 第11条 (役員の定数)
- 第12条 (理事)
- 第13条 (監事)
- 第14条 (会長、副会長、専務理事、常任理事)
- 第15条 (常任監事)
- 第16条 (役員の職務権限)
- 第17条 (任期)
- 第18条 (役員の退任)
- 第19条 (顧問)

第4章 理事会

- 第20条 (理事会)
- 第21条 (招集)
- 第22条 (招集の方法)
- 第23条 (権限)
- 第24条 (議決の方法)
- 第25条 (表決権)
- 第26条 (付議事項)
- 第27条 (議事録)
- 第28条 (常任理事会)

第5章 会員総会

- 第29条 (会員総会)

- 第30条 (招集)
- 第31条 (招集の方法)
- 第32条 (議決の方法)
- 第33条 (表決権)
- 第34条 (付議事項)
- 第35条 (議事録)

第6章 委員会

- 第36条 (委員会)

第7章 事務局

- 第37条 (事務局)

第8章 会計

- 第38条 (会計年度)
- 第39条 (経費)

第9章 解散

- 第40条 (財産の処分)

附則

定款

第1章 総則

第1条 (名称)

本協会は、日本ローン債権市場協会（英文名Japan Syndication and Loan-trading Association）とし略称をJ S L Aと表示する。

第2条 (目的)

本協会は、わが国におけるローン（貸金）債権のプライマリーおよびセカンダリー市場において、債務者、債権譲渡者、債権譲受者等の関係者が共通に理解、利用可能な仕組みをつくり、ローン債権の流動性を高め、市場の拡大に資することにより、全てのローン組成およびローン売買関係者の便宜を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. ローン組成およびローン売買取引方法の標準化と簡易化
2. 市場参加者行動規範の確立
3. ローン債権価格評価手法、関係法、会計、税務につき研究
4. 上記、取引方法、市場規範、研究結果を反映する契約書雛形を作成
5. 市場規模、取引内容につき統計的データ収集、発表
6. 借主、貸主、その他関係者宛、ローン組成および債権売買市場の広報、情報提供
7. 会員間連絡、対外広報等に使用するインターネットホームページの運営
8. 前各号のほか本協会の目的のため必要と認めた事項

第4条 (事務所)

本協会は、本部を東京都に置き、支部を必要な地に置く。

第2章 会員

第5条 (会員の資格)

会員には正会員、準会員、賛助会員、名誉会員（以下、集合的に「会員」という。）を定め、それぞれの資格を以下の通りとする。

1. 正会員

正会員となることができるのは、以下に列記するものに限られるものとする。

正会員は、本協会の保持する全ての情報、資料等を自らの為に使用することができる。

- ①銀行法第2条第1項に規定する銀行
- ②長期信用銀行法第2条第1項に規定する長期信用銀行
- ③信託業法第1条第1項の免許を受けた株式会社
- ④証券取引法第2条第9項に規定する証券会社
- ⑤外国証券業者に関する法律第2条第2項に規定する外国証券会社
- ⑥保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社
- ⑦保険業法第2条第8項に規定する外国生命保険会社等および保険業法第219

- 条第4項の特定生命保険業免許を受けた同条第1項に規定する特定法人
- ⑧保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社
 - ⑨保険業法第2条第9項に規定する外国損害保険会社等および保険業法第219条第5項の特定損害保険業免許を受けた同条第1項に規定する特定法人
 - ⑩協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条第1項第1号から第5号に規定する協同組織金融機関
 - ⑪農業協同組合法第4条及び第5条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第18項に規定する投資信託委託業者
- 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条第1項の認可を受けた業者
- 上記①～⑬の会社の議決権の過半数を実質的に所有している会社
- その他、申込を受け理事会が承認したもの

2. 準会員

準会員となることができるのは、以下に列記するものに限られるものとする。準会員は、本協会の持つ全ての情報、資料等のうち理事会が適当と定めたものを自らの為に使用することができる。

- ①正会員となることができるもの
- ②弁護士
- ③公認会計士および監査法人
- ④税理士
- ⑤その他、申込を受け理事会が承認したもの

3. 賛助会員

正会員もしくは準会員となることができるものではないが、理事会が加盟を申し入れ本協会の趣旨に賛同してその活動を後援する者を賛助会員とする。賛助会員は本協会の持つ全ての情報、資料のうち、賛助の目的にかなう範囲内と理事会が認めたものを使用することができる。

4. 名誉会員

名誉会員となることができるのは、以下に列記するものに限られるものとする。

- ①日本銀行
- ②日本国以外の国の中央銀行またはそれに類する組織

第6条 (入会の方法)

本協会に加入しようとする者は、入会申込書を提出し、且つ、理事会の承認を得ることを要する。

第7条 (代表者および代理者)

1. 会員は、会員が法人である場合は、代表者1名および代理者1名以上を定めて本協会に届け出ることを要する。
2. 前項の代表者は、会員において本協会の目的に関連する業務を主管する部門に属する部店長であることを要し、代理者は本協会の目的に関係する部門の在籍者であることを要する。

第8条 (会費)

1. 名誉会員および賛助会員を除く会員は、本協会の経費にあてるため、会費を払込むことを要する。
2. 前項の会費の額は、会員総会でこれを定め、その払込方法その他必要な事項は、理事会でこれを定める。
3. 会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第9条 (脱退)

1. 会員は、いつでも、本協会を脱退することができる。
2. 会員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該会員は、本協会を脱退する。
 - ①第5条第1項第①乃至④号および同条第2項第①乃至④号に資格を定める会員が、廃業、解散、業に係わる免許等関係する許認可の停止等の理由により当該会員が本協会の会員資格を失うか、時間の経過とともに失うことが明確になったと理事会が判断したとき。
 - ②会員総会において当該会員に関する脱退勧告が決議されたとき。
 - ③会員が正当な理由がないままに会費を払込まず、または著しく遅延し、理事会が会員資格継続にふさわしくないと判断したとき

第10条 (定款等遵守義務)

1. 会員は本協会の定款、規則および決議事項を守ることを要する。
2. 会員が正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、本協会は、会員総会の議を経て、その会員に戒告を与え又は除名することができる。

第3章 役員および顧問

第11条 (役員の数)

本協会に役員として理事4名以上12名以内、監事3名以内を置く。

第12条 (理事)

1. 理事は、会員総会において正会員から理事会員を選出し、各理事会員の代表者または代理者の内1名を当該理事会員が本協会に理事として届け出る。但し、理事会員より、理事会員の議決権の過半数を実質的に所有している会社（以下、本項において「親会社」という）、理事会員が議決権の過半数を実質的に所有している会社（以下、本項において「子会社」という）、又は理事会員の親会社が別途議決権の過半数を実質的に所有している会社（以下、本項において「兄弟会社」という）において、本協会の目的に関連する業務を主管する部門に属する部門長を理事として届け出がある場合は、理事会がこれを承認する場合に限り、当該親会社、子会社、又は兄弟会社の当該部店長が理事に就任するものとする。この場合、当該理事が第7条第1項で定める代表者となること、および当該理事と同一の会社に属し、かつ本協会の目的に関連する部門の在籍者が代理者となることを妨げない。
2. 第18条第1項第①号に基づき理事が退任した場合は、当該退任した理事が所属していた理事会員は、前項に基づき代表者または代理者の内1名を補欠の理事として本協会に届け出る。
3. 第18条第1項第②または③号に基づき理事が退任した場合には、当該退任した理事が所属していた理事会員はその資格を失う。これにより理事が3名以下となった場合は、理事会は臨時会員総会を召集し、補欠の理事会員を選出し、当該補欠の

理事会員は第1項に基づき代表者または代理者の内1名を補欠の理事として本協会に届け出る。

第13条（監事）

1. 監事は、会員総会において正会員から監事会員を選出し、各監事会員の代表者または代理者の内1名を当該監事会員が本協会に監事として届け出る。
このとき、監事会員は理事会員を兼ねることができるが、監事として届け出る代表者または代理者は、理事と異ならなくてはならない。
2. 第18条第1項第①号に基づき監事が退任した場合は、当該退任した監事が所属していた監事会員は、前項に基づき代表者または代理者の内1名を補欠の監事として本協会に届け出る。
3. 第18条第1項第②または③号に基づき監事が退任した場合には、当該退任した監事が所属していた監事会員はその資格を失う。これにより監事が不在となった場合は、理事会は臨時会員総会を召集し、補欠の監事会員を選出し、当該補欠の監事会員は第1項に基づき代表者または代理者の内1名を補欠の監事として本協会に届け出る。

第14条（会長、副会長、専務理事、常任理事）

1. 本協会に会長1名、副会長2名以上、専務理事1名以上を置く。但し、副会長、専務理事は、これを欠くことができる。
2. 会長、副会長および専務理事は、理事のうちから理事会において選任する。
3. 第28条第1項に基づき、常任理事会が設置される場合、会長、副会長、専務理事以外に理事を任命する場合はこれを常任理事とする。

第15条（常任監事）

本協会に常任監事1名を置くことができる。常任監事は、監事のうちから会長が委嘱する。

第16条（役員の職務権限）

1. 会長は、本協会を代表し、本協会の業務を統理し、会員総会および理事会を招集してその議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠員のときは、あらかじめ会長が指名する順に従いその職務を代理し又はその職務を行う。
3. 専務理事は、会長および副会長を補佐して本協会の業務を掌理し、会長および副会長がともに事故があるとき又は欠員のときは、その職務を代理し又はその職務を行う。
4. 理事は、理事会を組織して本協会の業務を審議する。
5. 監事は、本協会の会計および業務の状況を監査してその意見を会員総会に報告する。
6. 監事は、会員総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

第17条（任期）

1. 理事会員の任期は、就任後第2回目の通常会員総会終了の時まで、監事会員の任期は、就任後最初の通常会員総会終了の時までとし、理事および監事の任期は自らの所属する会員の理事会員または監事会員としての任期が終了した時に終了する。但し、重任を妨げない。
2. 補欠のため就任した理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 (役員 の 退任)

1. 役員で第12条の規定により選任されたものが次の各号に掲げる場合に該当するときは、その者は、役員 の 資格を失い退任する。
 - ①第7条第2項に定める地位、職務を離れたとき。
 - ②その者が所属する会員が正会員でなくなつたとき。
 - ③会員総会において当該役員に関して解任が決議されたとき。
2. 会長、副会長または、専務理事または常任監事が、役員 の 資格を失つたときは退任する。

第19条 (顧問)

1. 本協会に顧問若干名を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の議を経て、学識経験者、法務、会計、税務の専門家のうちから会長が委嘱する。
3. 顧問は、本協会の諮問に応じ、会員総会、理事会、および委員会に出席して意見を述べるることができる。

第4章 理事会

第20条 (理事会)

理事会は、定例理事会および臨時理事会とする。

第21条 (招集)

1. 定例理事会は、3ヶ月に1回、会長が招集する。招集にあたり会長は、会議の目的事項を各理事に通知するものとする。
2. 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき又は会長を除く理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があつたとき、会長がこれを招集する。
3. 理事会は、議長に対して第25条に定める委任を行った理事を含めて理事の3分の2以上が出席することにより成立する。

第22条 (招集の方法)

会長が理事会を招集するには、会日の5日前までに会議の目的事項を示して第21条第1項および第2項に定める通知、請求を文書または、Emailもしくは本協会ホームページの機能等の電子的手段（以下「Email等」）により行うものとする。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができ、理事会が成立することにより当該期間の短縮が承認されたものとする。

第23条 (権限)

理事会は、会員総会に付議される事項および本協会の業務に関する重要な事項を審議する。

第24条 (議決の方法)

理事会の議決は出席した理事の表決権の過半数で決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。

第25条 (表決権)

1. 理事は、理事会において、各1個の表決権を有する。

2. 理事は、理事本人による他は理事会において表決権を行使することができない。
3. 前項に係わらず、理事は会議の目的事項に関して表決内容を指示した本人名による文書またはEmail等によって、その表決権を議長に委任することができる。

第26条（付議事項）

理事会の付議事項は、この定款に定めた事項のほか、次に掲げる事項とする。

1. 予算案の作成、または、会員総会により委任を受けた場合は予算の決定。
2. 決算案の作成。
3. 前各号のほか理事会で必要と認めた事項のうち会員総会に付議しないもの。

第27条（議事録）

議長は、理事会の議事録を作り、これを文書にて本部に備えて置くか、本協会ホームページを利用することにより、会員の縦覧に供することを要する。

第28条（常任理事会）

1. 理事会は、特別の必要がある場合において、その権限に属する事項をあらかじめ審議せしめるため、会長、副会長、専務理事、および理事会で選任した常任理事をもって組織する常任理事会を設けることができる。
2. 常任理事会は、会長がこれを招集し、議長となる。
3. 常任理事会の議決は、構成員の3分の2以上が出席し、その全員一致をもってこれを行う。
4. 常任理事会で審議した事項は、議長が議事録を作成し本協会ホームページを利用することにより会員の縦覧に供する。
5. 常任理事会で議決した事項は、理事会の承認を求めることを要する。

第5章 会員総会

第29条（会員総会）

会員総会は、通常会員総会および臨時会員総会とする。

第30条（招集）

1. 通常会員総会は、毎年1月1日から2か月以内を会日として会長がこれを招集する。
2. 臨時会員総会は、理事会が必要と認めたとき、又はいずれかの正会員から会議の目的事項を示した文書またはEmail等による請求があり正会員の3分の1以上が必要と認めたとき、会長がこれを速やかに招集する。
3. 会員総会は、第33条第3項に定める委任を行った正会員を含めて正会員の3分の2以上が出席することにより成立する。

第31条（招集の方法）

会長が会員総会を招集するには、会日の10日前までに会議の目的事項を示して文書またはEmail等により通知することを要する。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができ、会員総会が成立することにより当該期間の短縮が承認されたものとする。

第32条（議決の方法）

会員総会の議事は、出席した正会員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、

議長が決するところによる。但し、第9条第2項第②号に基づく会員の脱退勧告、第10条第2項の規定に基づく会員の除名、および第18条第1項第③号に基づく理事の解任については、出席した正会員の4分の3以上の多数をもってこれを決する。

第33条（表決権）

1. 正会員は、会員総会において、各1個の表決権を有する。
2. 正会員は、第7条の規定により届け出られた代表者又は代理者によるほかは、会員総会において表決権を行使することができない。
3. 前項に係わらず、正会員は会議の目的事項に関して表決内容を指示した代表者名による文書またはEmail等によって、その表決権を議長に委任することができる。
4. 準会員は、会員総会において、会議の目的事項に意見を述べるができるが、表決権を持たない。

第34条（付議事項）

会員総会の付議事項は、この定款に定めた事項のほか、次に掲げる事項とする。

1. 定款の変更
2. 重要な規則の制定又は変更
3. 役員、理事、監事、および顧問に対する経費、報酬の支払い
4. 予算および決算の承認
5. 前各号のほか理事会で必要と認めた事項

第35条（議事録）

議長は、会員総会の議事録を作り、これを文書にて本部に備えて置くか、本協会ホームページを利用することにより、会員の縦覧に供することを要する。

第6章 委員会

第36条（委員会）

1. 第3条に定める本協会が目的とする各号につき、研究、計画、実施を目的とする委員会を、会員総会での決議により設置することができる。
2. 委員会は、会員および顧問から理事会の指名するものが構成する。
3. 各委員会の委員長は、理事のうちから理事会において選任する。
4. 委員会の運営に関する事項は、各委員会の委員が協議の上で定める。
5. 委員会の活動、進捗状況、成果については、文書にて本部に備えて置くか、本協会ホームページを利用することにより、会員の縦覧に供することを要する。
6. 委員会が本協会外に活動内容、成果等なんらかの開示、発表を行う場合には、理事会による承認を必要とする。

第7章 事務局

第37条（事務局）

1. 理事会は、本部の設置、維持等の為、本協会運営に必要と判断する規模の事務局を組織し、理事会の定める規則に基づき、本協会の経費で運営することができる。
2. 事務局は理事会にて定める業務を行うものとし、業務内容を理事会に報告する。

第8章 会計

第38条 (会計年度)

本協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る。

第39条 (経費)

本協会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもつてこれにあてる。

第9章 解散

第40条 (財産の処分)

本協会が解散したときの残余財産の処分の方法は、会員総会でこれを定める。本協会の解散に際して、会員は会費以外の負担を一切負わない。

附則

この定款は、この定款を定める会員総会の決議後に効力を生じる。

以上